

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成27年4月24日（金）午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 岡田教育長 西川委員 今田委員 間野委員 坂本委員 長島委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 27 年 4 月 24 日（金）午後 2 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
- 3 審議案件
教委第 1 号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について
- 4 報告案件
教委報第 4 号 懲戒処分の標準例の一部改正に関する臨時代理報告について
- 5 その他

[開会時刻：午後2時00分]

～傍聴人入室～

岡田教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに会議録の承認ですが、4月3日の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

齋藤教育次長

【一般報告】

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○4/3 第1回全体校長会議

○4/17 平成27年度横浜市立学校人権教育推進協議会総会

○4/23 平成27年度子どもの読書活動優秀実践校表彰受賞（新治小学校）

(2) 報告事項

教育次長の齋藤でございます。私から一般報告をさせていただきます。

まず、市教委関係ですが、主な会議等につきましては、4月3日に第1回全体校長会議を関内ホールで行いました。開会に先立ちまして、教育委員の皆様から全体校長会の場で一言御挨拶をいただき、それを受けて教育長の講話、そして教育次長の講話、それから教職員人事部長より県費負担教職員の市費移管についての説明がありました。

4月17日、平成27年度横浜市立学校人権教育推進協議会総会が関内ホールで行われました。テーマは「「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざして」ということで、事務局より横浜市の人権教育の取組についての説明、それから、今年度の協議会で取り組む人権教育の重点についての説明がございました。こども青少年局より、要保護児童等への支援についてというお話がございました。また、その後、「教室をめぐる今日的課題と人権の教育」についてということで、東京学芸大学の坂井教授より御講演をいただきました。

4月23日ですが、平成27年度子どもの読書活動優秀実践校表彰の受賞がございました。新治小学校が受賞したものでございます。読書活動で特色のある優れた実践を行っている学校を文部科学省が表彰したものでございます。新治小学校の活動内容としては、学校図書館、図書室をメディアセンターと称し、読書、学習、情報の各センター機能を1か所に集約して、平成26年4月に開設いたしました。教職員、それから学校司書、ボランティアが一丸となって配架の工夫など、学習環境を整備した結果、読書量の増加、学校図書館の活用機会の増加に結びついたというような内容でございます。

それから、次にその他の報告事項として、4月8日、本市の元校長逮捕の事案についての報道がありました。これを受けまして、4月10日に臨時に教育委員の

皆さんの意見交換会を行いました。様々な意見をいただき、その意見を基にして教育長通知、「本市教育の信頼回復に向けて」という通知を各学校に配付したところでございます。その翌週から、それぞれ各区の小中の校長会、そして校種ごとの特別支援学校の校長会、高等学校の校長会等に、経営責任職が参加しました。教育長、それから私、教育次長もその会には分担して各区にお邪魔しておりますが、その中で、教育委員会の通知を受けた思いを語らせていただき、参加している各校長からそれぞれのこの事案に対する思いを出していただきまして、それを皆さんで共有するというような内容でございました。元同僚の職員や、他の方でも非常にこの事案に心を痛めているといった内容についてもその場で報告され、そういう思いを皆さんで共有して、本市の教育の信頼回復のためにまた改めて頑張ろうというような確認をする場になったかと思えます。

報告は以上でございます。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等はございますか。

特に御質問がなければ、次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りいたします。教委第1号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第1号議案は非公開といたします。

議事日程に従いまして、教委報第4号「懲戒処分の標準例の一部改正に関する臨時代理報告について」、所管課から説明いたします。

魚屋教職員人事部長

教職員人事部長の魚屋でございます。

それでは、教委報第4号「懲戒処分の標準例の一部改正に関する臨時代理報告について」、説明させていただきます。説明は市川教職員人事課長からさせていただきます。

市川教職員人事課長

教職員人事課長の市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料2ページを御覧いただきたいと思います。提案理由についてでございますが、今回の懲戒処分の標準例の一部改正につきましては、急を要し、教育委員会会議を開くいとまがなかったことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年4月10日、教育長において臨時代理を行い、今回御報告をさせていただくものでございます。

なお、この一部改正につきましては、市長部局の懲戒処分の標準例の改正に伴うものでございまして、特に交通事故、交通法規違反関係の部分についての改正でございます。

具体的には資料の5ページを御覧ください。こちらに新旧対照表を載せております。この懲戒処分の標準例については、過去の処分事例を類型化し、処分の程度を公表することで、その公平性・透明性を確保するとともに、不祥事の防止を目的として制定しているものですが、今回の市長部局の標準例の改正は、交通事故、交通法規違反関係に係る処分等の運用実態や過去の処分例を踏まえて改正を行ったものであるとのことです。交通事故、交通法規違反関係については、一般公務員と教育公務員で同様の基準を適用すべきとの考えから今回の改正を行いました。

改正の概要については、大きく2点ございます。公務中と一般の規定を統合し、人身、物損、違反に分類いたしました。なお、飲酒運転等については、従前どおり原則免職でございます。

次に、人身事故の区分を死亡または重篤、傷害、重篤ではないものの2区分から死亡、重大な傷害、傷害（措置義務違反あり）の3区分に変更され、それぞれ処分量定の幅を持たせているものでございます。処分量定の幅が広がっていると申し上げましたが、処分の決定に当たっては従前どおり、個々の事案の内容によって、厳正に対処していくという方針に変更はございません。

教育公務員に対しては従前から特に厳正な処分を行う必要のある事由、教育公務員として不適切な行為、体罰等、わいせつ等の行為につきましては、市長部局の懲戒処分の標準例とは別に項目を設け、不祥事が多いという御批判をいただきながらも、より厳正に対処してまいりました。

その標準例につきましては、お手元の資料の前のページ、3ページと4ページに載せておりますが、改正後の処分量定一覧に基づき、引き続き厳正に処分基準を適用し、運用してまいります。

説明は以上でございます。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見等がなければ、教委報第4号につきましては、報告のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、報告のとおり承認させていただきます。

以上で、公開案件の審議が終了いたしました。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局から報告をいたします。

古橋総務課長

4月17日、個人の方1名から教科書採択に関する陳情書が提出されました。この陳情書につきましては、事務局で対応を調節の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降お諮りしたいと思います。

次回の教育委員会定例会は、5月1日金曜日の午前10時から開催する予定です。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

よろしいでしょうか。

それでは、次回の教育委員会定例会は5月1日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知いたしますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第1号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」

岡田教育長

(原案のとおり承認)

本日の案件は以上です。
これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後 2 時33分]